

## 広島市賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第6条第1項に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に展開することを目的として、広島市賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

### 1 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

#### (1) 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号)第3条第1号から第10号までに定める者とする。また、同条第11号の規定に基づき、性的マイノリティ、海外からの引揚者、原子爆弾被爆者、戦傷病者を住宅確保要配慮者とする。

#### (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

##### ① 公的賃貸住宅

広島市市営住宅マネジメント計画に定める公営住宅を中心とした市営住宅の目標管理戸数等を踏まえ、公的賃貸住宅ストックの活用を推進する。

##### ② 法第10条第5項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

### 2 目標を達成するために必要な事項

#### (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

広島市市営住宅マネジメント計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

#### (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

賃貸人等に対し、登録住宅に係る情報を提供することにより、円滑な入居を促進する。

#### (3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

登録住宅を含む賃貸住宅について、適正な維持管理や計画的な維持修繕が実施されるよう、賃貸人等に対する啓発を図る。

### 3 計画期間

令和3年4月1日から当分の間とする。

※本計画は、住宅確保要配慮者を追加するために暫定的に策定するものです。